

平成 24 年 3 月 1 日

各 位

会社名 株式会社メッツ
代表者名 代表取締役社長 尾形 和也
(コード番号 4744 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役社長 尾形 和也
(連絡先 03-5468-3590)
<http://www.metscorp.co.jp/>

当社株式の上場時価総額の猶予期間解除について

当社は、平成 24 年 2 月における月間平均時価総額及び月末時価総額が所要額以上となり、東京証券取引所の上場廃止基準に該当しないことになりましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社株式の時価総額について

当社株式は、平成 23 年 11 月の月末時価総額が 3 億円未満(※)となり、東京証券取引所有価証券上場規程第 603 条第 1 項第 5 号 a に定める上場廃止基準に該当いたしました。

この度、平成 24 年 2 月における月間平均時価総額及び月末時価総額が所要額以上となりましたことから、東京証券取引所有価証券上場規程第 603 条第 1 項第 5 号 a の基準には該当せず、猶予期間銘柄の指定が解除されることとなりました。

(ご参考)

①平成 24 年 2 月の月間平均時価総額 389,589,600 円

②平成 24 年 2 月の月末時価総額 817,065,000 円

(2 月 29 日終値 1,675 円×2 月末日上場株式数 487,800 株)

※上場株式にかかる時価総額基準につきましては、平成 21 年 1 月より平成 24 年 12 月末日までの間、時価総額基準が 5 億円未満から 3 億円未満に変更になっております。

2. 今後の見通しについて

当社が平成 24 年 1 月 26 日付で開示いたしました「当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」に記載したとおり、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付けが平成 24 年 1 月 27 日から平成 24 年 2 月 23 日に実施され、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に達したことにより、本公開買付けは成立いたしました。

これを受け、平成 24 年 2 月 24 日付で東京証券取引所は、当社が実質的な存続会社ではないと認められるため、有価証券上場規程第 603 条第 1 項第 6 号（関連規則は同規程第 601 条第 1 項第 9 号 a）の規定により、当社株式が同日より「合併等による実質的な存続性の喪失」に係る猶予期間に入る旨を公表しております。

当社は「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入りましたが、当社の株式の上場は引き続き維持され、平成24年2月24日から平成27年3月31日の猶予期間内に、当社株式が新規上場審査基準に準じて東京証券取引所が定める基準（以下「基準」という）に適合すると認められた場合には猶予期間から解除されることとなります。従いまして猶予期間中であっても、株式の売買はこれまでどおり可能であり、企業活動にも支障はございません。

しかしながら、3年間の猶予期間内に、東京証券取引所による基準への適合にかかる審査（以下「審査」という）の申請を当社が行わない場合には、猶予期間終了日の翌日から当社株式は監理銘柄（確認中）に指定され、その直後の最初の有価証券報告書提出日から起算して8日目（休業日を除く）までに審査の申請を行わなかった場合には、上場廃止決定による整理銘柄への指定が行われ、1カ月の整理売買を経た後に、上場廃止となります。

当社といたしましては、これまで培ってきた「リアルエステート」および「IT・システムコンサルティング」の経験とノウハウを活かし事業再生を図るとともに、新たなビジネスモデルによって、収益を確保し、事業存続を図りながら事業展開を実現してまいります。

当社は今後見込まれる新規上場に準じた審査を通過できるよう、新経営体制の下で万全の準備を行ってまいり所存であります。株主の皆様、関係者各位におかれましては、何卒ご理解の上、引続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上